



新型コロナウイルス感染症の影響による減免等について



市公式ラインのトーク画面又は右記二次元コードから、新型コロナウイルス感染症に対する支援情報をまとめたサイトが閲覧できますのでご確認ください。

● 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免申請

新型コロナウイルス感染症の影響によって主たる生計維持者の収入が減少した場合等に、各保険料（税）の減免申請ができます。

②世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得が1千万円を超えないこと

※介護保険料には②の要件はありません。

③世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

▶申請に必要なもの

収入減少が分かる資料（帳簿、廃業届、給与明細等）、身分証明書、マイナンバーが分かるもの、印鑑、預金通帳

※雇用保険（失業保険）を受給されている人は、減免の対象にならない場合があります。

※詳細は下記にお問い合わせください。

問 税務課市民税係 ☎ 28396（市役所1階）

▶減免の対象となる人

①世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症によって死亡又は重篤な傷病を負った場合（全額免除）

②世帯の主たる生計維持者の収入が新型コロナウイルス感染症の影響によって減少した場合（全額又は一部を減額）

▶収入減少による減免の基準

①世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少額が前年の10分の3以上であること

● 国民年金保険料の納付が困難な人の免除申請

令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少している人については、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きで、国民年金保険料免除の手続きが可能になりました。

▶申請方法

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」と「所得の申立書」を記入の上、年金事務所又は健康保険課へ郵送してください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、できるだけ郵送での提出をお願いします。

※申請書等の詳細は、日本年金機構のホームページ又は右記二次元コードからご確認ください。

問 日本年金機構日田年金事務所 ☎ 26174

健康保険課国保・年金係 ☎ 28271（市役所1階）

● 国民健康保険・後期高齢者医療の傷病手当金の支給申請

新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため会社等を休み、給与の全部又は一部を受け取ることができない被用者（雇われている人）に傷病手当金を支給します。

▶支給対象期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日

▶支給額

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数×3分の2×支給対象日数

※給与等の全部又は一部を受け取ることができ、その金額が上記の支給額より小さい場合は、その差額を支給します。

※支給額には上限があります。

▶適用期間

令和2年1月1日～9月30日の間で、支給対象の初日がこの間に属していること（入院が継続する場合等は最長1年6か月まで）

※支給を受けるためには申請が必要です。申請を希望する場合は、必ず事前に電話等でお問い合わせください。

問 大分県後期高齢者医療広域連合 ☎ 097-534-1771

健康保険課国保・年金係 ☎ 28271（市役所1階）

新型コロナウイルスに関するお知らせについて

新型コロナウイルスの影響で中止となったイベント情報やその他のご案内についてお知らせします。

■開催中止イベント

①屋久島子ども交流事業

問 まちづくり推進課公共交通・交流係 ☎ 28356（市役所6階）

②定例行政相談（6月分）

問 総務課行政係 ☎ 28233（市役所1階）

■オンライン診療のご案内

オンライン診療とは、医療機関へ受診することなくパソコンやスマートフォンなどを用いて、診察や投薬を受ける方法です。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、医療機関での受診を自粛している市民の皆さんも安心して医療が受けられることとなります。オンライン診療による受診を希望する人は、日田市医師会ホームページ又は左記二次元コードを確認の上、利用してください。

問 日田市医師会 ☎ 242228

健康保険課保健医療係 ☎ 243000（ウエルシア内）

■労働保険年度更新期限の延長

労働保険（労災保険・雇用保険）は毎年、年度更新手続期間中に前年度の保険料の確定精算を行い、新年度の概算保険料の申告・納付をいただいています。今年度の年度更新手続期限は、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、次のとおり延長します。



・労働保険年度更新期限

8月31日(月)

※労災保険率及び労務費率（建設業のみ）、雇用保険率及び一般拠出金率は平成31年度から変更がありません。

問 大分労働局労働保険徴収室 ☎ 097-536-7095

日田労働基準監督署 ☎ 26191

商工労働課雇用・労働環境係 ☎ 28239（市役所3階）

■就学援助制度の申請について

市では、経済的な理由で就学が困難な家庭に対し、学用品費や学校給食費などの費用の一部を援助しています。新型コロナウイルスの影響で、収入が著しく減少した世帯の人も所得要件に該当すれば支給の対象となります。 ※通常は前年中の所得で審査をしますが、対象の家庭は現在の収入で審査を行います。

※詳細は左記にお問い合わせください。

問 学校教育課学務係 ☎ 28221（市役所別館2階）

お知らせ

看板（屋外広告物）の落下事故が発生

市内で看板の落下事故が発生しました。現在設置されている看板等が強風や地震によって、落下する危険性があります。看板等の所有者や管理者は、良好な状態を保持する義務がありますので、適切な管理・点検を行ってください。

※詳細は左記にお問い合わせください。

問 都市整備課都市計画係 ☎ 28217（市役所5階）

日田市中小企業融資制度（夏期資金）

■対象 市内中小企業者で、1年以上同一の事業を営んでいる人

■融資額 50万円以上400万円以内

■保証人 原則、無担保無保証人

※法人の場合は、代表者を連帯保証人とします。

■利率 1.7%（変動有り）

■保証料 保証協会が定める率（年0.41%～1.86%）

※市が保証料を全額補助します。

■貸付期間 7月1日(水)～11月30日(月)

■返済方法

期口一括返済又は月賦均等返済

■申込期限 7月15日(水)

■申込先

日田商工会議所 ☎ 23184

日田地区商工会 ☎ 2976

問 商工労働課地域産業支援係 ☎ 28239（市役所3階）

崖地近接等危険住宅移転の補助金について

崖地の崩壊等で被災するおそれがある危険住宅の移転を促進しています。移転者には危険住宅の除却に要する経費及び代替住宅の建設・購入に要する経費を金融機関などから借り入れた際の利子に対し、補助金を交付する制度があります。

■補助内容

・危険住宅の除却等に要する経費補助限度額 95万7千円

・建設等のための借入金利子相当額補助限度額 415万円

■申込期限 11月30日(月)

※年度内の事業完了が必要です。

問 建築住宅課住宅係 ☎ 28218（市役所5階）

林業現場における安全装備品購入費を助成

一定の防護機能を有する安全装備品の購入費の助成を行います。

■対象者

伐木等の業務に係る特別教育を受講し、年間を通じて林業作業に従事する、次のいずれかに該当する人

①認定林業事業者：雇用主との雇用契約によって雇用されている人

②一人親方等：労働者災害補償保険に特別加入している人で、加入事務組合等が現に素材生産活動に従事していると認められる人、又は素材生産事業の受注元の事業者や加入事務組合が早急に素材生産を行う意欲があると認められる人

■対象となる安全装備品及び補助率

①チエーンソー防護衣

2分の1以内（上限9千円）

②安全靴・安全地下足袋等

2分の1以内（上限3千円）

※詳細は左記にお問い合わせください。

問 林業振興課森林整備係 ☎ 28212（市役所3階）